

山形県後期高齢者医療広域連合債権管理条例

令和5年8月8日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、山形県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、広域連合の債権の管理の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 債権 金銭の給付を目的とする権利をいう。
- (2) 公債権 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権で法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち強制徴収公債権でないものをいう。
- (5) 私債権 債権のうち、公債権でないものをいう。
- (6) 広域連合の債権 広域連合の権利で前2号に該当するものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 広域連合の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(広域連合長の責務)

第4条 広域連合長は、法令等の定めるところにより、広域連合の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 広域連合長は、広域連合の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を整備するものとする。

(督促、強制執行、徴収停止等)

第6条 広域連合長は、広域連合の債権について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条から第171条の4までの規定により、督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置を執らなければならない。

2 広域連合長は、広域連合の債権について、令第171条の5から第171条の7までの規定により、徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

(債権の放棄)

第7条 広域連合長は、広域連合の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項本文その他の法令の規定により債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。

(2) 当該債権が時効による消滅について時効の援用を要するものである場合において、当該消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない旨の意思を表示したときを除く。）。

(3) 令第171条の5の規定により徴収停止をした場合において、当該徴収停止をした日から相当の期間を経過してもなおその債務を履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(4) 次のいずれかに該当する場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用の額及び当該債権に優先して弁済を受ける債権の額の合計額を超えないと見込まれるとき。

ア 債務者が死亡し、その相続人がその相続について限定承認をした場合

イ 債務者が死亡し、その相続人全員が相続放棄をした場合

ウ 債務者が死亡し、相続人が存在しない場合

(5) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(6) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、当該債権について弁済する見込みがないと認められるとき。

2 広域連合長は、前項の規定により債権を放棄したときは、規則の定めるところにより、議会に報告しなければならない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、施行日前に発生した広域連合の債権についても適用する。